正六位に叙する
川岡　春夫
従六位に叙する
谷山　一夫
従七位に叙する（以上十月十九日）
菅原　正孝
従五位に叙する
野尻禮次郎
従六位に叙する（以上十月二十日）
久保田善二郎
従四位に叙する
和田　栄一
従五位に叙する
木村　繁
従七位に叙する（以上十月二十一日）
津隈　和喜
○叙勲
従七位に叙する
小暮　松雄
旭日単光章を授ける（十月十五日）
田中　孝嗣
旭日双光章を授ける（各通）
秋友　偉嗣
植田　政雄
旭日単光章を授ける（各通）（以上十月十六日）
笠原　重信
滝澤　証治
旭日双光章を授ける（各通）
田中　惠輔
佐藤　四郎
緑三　啓藏
旭日単光章を授ける（各通）（以上十月十七日）
萩野　浩基
旭日中綬章を授ける
工藤　弘明
湯浅　新七
旭日単光章を授ける（各通）（以上十月十八日）
金津　眞禎
菊池　幸男
佐竹　隆榮
菊池　次郎
辻　照一
中三　俊雄
山口二巳夫
山本　孝造
瑞宝双光章を授ける（各通）
地木　三義
若杉　貢
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上十月十五日）
（東北大学名誉教授）
長瀬　賢三
瑞宝中綬章を授ける
石田　正一
笠野　正二
渋澤　利夫
高村　照夫
長友　安孝
福田　幹彦
目黒　清勝
米良　勝之
湯田　康男
脇谷　武
瑞宝双光章を授ける（各通）
紅林　邦次
辻　義正
米加田　洋
山田　靖男
（富山県新三地域消防組合消防司令）
石原　豊
遠藤　幹彦
（宮城県警視）
神谷　省三
冨永　準
別本　敏之
八巻　福夫
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上十月十六日）
新藤　茂
瑞宝小綬章を授ける
木村　一
小南　昭
田中　靜一
辻野　泰夫
福田　典昭
寺嶋　正行
前田　哲男
吉見　貞男
若松元次郎
瑞宝双光章を授ける（各通）
川瀬　栄次
津田　昌一
中間　幹雄
前坂　和男
真下　良一
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上十月十七日）
伊藤　隆司
納谷　浩一
（新潟大学名誉教授）
本間　義治
瑞宝小綬章を授ける（各通）
大曽根恒夫
小口　春喜
佐藤　友彦
武田　瑛一
畠尾　匠
日向　八郎
三上　光世
瑞宝双光章を授ける（各通）
足立　久司
石原　榮祐
木田　惠喜
清水　史郎
長島　記子
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上十月十八日）
川岡　春夫
竹部　篤夫
瑞宝双光章を授ける（各通）（十月十九日）
和田　栄一
瑞宝双光章を授ける（十月二十日）
木村　繁
瑞宝双光章を授ける
津隈　和喜
瑞宝単光章を授ける（以上十月二十一日）

皇室事項

御祝電及び御答電

天皇陛下の即位の礼が行われた日を記念し、十一月五日モロッコ国国王陛下から御祝電を寄せられ、これに対し同月二十四日御答電を発せられた。

天皇陛下の即位の礼が行われた日を記念し、十一月十三日ルダン国国王陛下から御祝電を寄せられ、これに対し同月二十四日御答電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

関東地方整備局公示

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第4項の規定に基づき次のとおり公示する。

平成27年11月26日

関東地方整備局長　石川　雄一

道路の種類	路線名	区間
一般国道	1号	茅ヶ崎市赤松町3588番1から同市赤松町3554番17までの下り線
一般国道	1号	茅ヶ崎市赤松町3554番17から同市代官町3092番1までの上下線
一般国道	1号	茅ヶ崎市代官町3092番1から同市小桜町1939番までの上り線

労働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第5条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について

今般、兵庫労働局の関係労働者を代表する者森脇久夫の辞任の申し出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第5条及び同法施行令（昭和31年政令第248号）第2条第1項の規定に基づき、補欠の関係労働者を代表する者を指名したいので、資格ある労働者団体は、下記により関係労働者を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成27年11月26日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

記

1　推薦資格　雇用保険の被保険者が加入している労働者団体であって、兵庫労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

2　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式の推薦書の正本及び副本に履歴書2部を添付して提出すること。

3　推薦締切日　平成27年12月10日

4　推薦書及び添付書類の提出場所　兵庫労働局職業安定部職業安定課

様式

平成　年　月　日

厚生労働大臣　殿

団体名及びその代表者名　印

労働保険審査官及び労働保険審査会法第5条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者として、下記の者を推薦します。

氏名	年齢	所属団体名及び当該所属団体における地位	略歴	備考

（注）1　所属団体名及び当該所属団体における地位の欄には、被推薦者の所属する団体及び当該所属団体における地位（2以上ある場合は、その全部を列挙する。）を記入すること。

2　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

今般、大分労働局の関係労働者を代表する者佐藤寛人及び首藤征典の辞任の申出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第5条及び同法施行令（昭和31年政令第248号）第2条第1項の規定に基づき、補欠の関係労働者を代表する者を指名したいので、資格がある労働者の団体は、下記により関係労働者を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成27年11月26日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

記

1　推薦資格　労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第3条に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係の成立している事業に使用される労働者の加入している労働者の団体であって、大分労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

2　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式による推薦書の正本及び副本に候補者の履歴書2部を添えて提出すること。

3　推薦締切日　平成27年12月7日

4　推薦書及び添付書類提出先　大分労働局労働基準部労災補償課

様式

平成　年　月　日

厚生労働大臣　殿

団体名及びその代表者名　印

参与候補者の推薦について

労働保険審査官及び労働保険審査会法第5条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者として、次の者を推薦します。